

社会福祉法人華翔会
生活介護事業所茶畑ヒルズ

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が開設する茶畑ヒルズ（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「生活介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

生活介護事業所茶畑ヒルズ

(2) 所在地

静岡県裾野市茶畑 1428-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うと共に、指定居宅介護の実施に関し事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人

サービス提供責任者は、生活介護計画作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する生活介護の利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導などのサービスの内容の管理を行う。

(3) 医師 1名以上

日常生活上の健康管理を行う。

(4) 看護職員 1人

看護医療面でのケアサポートを行う。

(5) 作業療法士 1人

生活機能訓練を行う。

(6) 生活支援員 1名以上

適切な介護技術をもって日常生活上の介護支援サービスを行う。

(7) 管理栄養士 1人

栄養面での管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。但し12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前10時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、裾野市、御殿場市、長泉町、沼津市（大岡・岡宮・岡一色）、三島市東海道新幹線以北までとする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(指定生活介護の内容)

第8条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 食事・入浴・排泄等の介護

(3) 日常生活上の支援

(4) 軽作業等の生産活動

(5) 創作的活動

(6) (2)～(5)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を実施するものとする。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第9条 指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、支給決定障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は第30条第1項の規

定により算定された特例介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 650円

(2) 創作活動又は生産活動に係る材料費

(3) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（法施行令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(主たる対象者の障害の種類)

第13条 事業の主たる対象者の障害の種類は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(掲示)

第18条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うものとする。

(秘密保持等)

第19条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第21条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第22条 施設は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

(意思決定支援の推進)

第23条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

(本人の意向を踏まえたサービス提供)

第24条 事業所は、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき。

(その他運営についての重要事項)

第25条 事業所は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日より5年間保存する。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。